

(案)

令和 2 年 8 月 日

千葉市長 熊 谷 俊 人 様

千葉市環境影響評価審査会
会 長 岡 本 眞 一

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正（太陽電池発電所の追加）
について（答申）

令和 2 年 3 月 1 3 日付け 3 1 千環環保第 1 8 3 9 号で諮問のあったこのことについて、環境影響評価審査会において審議を行い、千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正に係る対応方針については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申します。

千葉市環境影響評価条例施行規則等の一部改正に係る対応方針について

環境省は、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例がある等の状況を踏まえ、環境影響評価法の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業及び変更の工事の事業を追加することとした。

また、経済産業省は、「発電所アセス省令」を改正し、太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査、予測及び評価の手法等を新たに定めた。

発電所アセス省令: 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

これらの状況を踏まえ、千葉市環境影響評価条例の対象事業に太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加することとし、以下のとおり千葉市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）、千葉市環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）及び千葉市計画段階環境影響評価実施要領（以下「要領」という。）の一部を改正することが望ましいと考える。

<対応方針>

1 対象事業の規模要件（規則別表第1及び要領別表第1関係）

対象事業の要件及び事業の規模は、以下のとおりとすること。

事業の種類	事業の要件	事業の規模
3 発電用電気 工作物の設置 又は変更	(5) 太陽電池発電所の 設置の工事の事業	太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。以下「太陽電池発電所等区域」という。）の面積が10ha以上であるもの。
	(6) 太陽電池発電所の 変更の工事の事業	太陽電池発電所等区域の面積が10ha以上である発電設備の新設を伴うもの。

【設定理由】

対象事業の要件：条例において対象事業は「発電用電気工作物の設置又は変更」としており、既に規定されている火力発電所及び風力発電所の事業の要件の表記と整合を図る。

規模要件の指標：太陽光発電事業は、面的な改変を行うことによる環境影響が大きいと考えられるため、「面積」とする。

指標の内容：太陽光発電事業を行う場合、太陽光パネルやパワーコンディショナなどの機器等だけではなく、現場事務所や駐車場、調整池なども設置することが想定され、これら全てで一つの事業を形成することになるため、対象事業の該非の判断は、全体の面積「太陽電池発電所の用に供される区域（調整池、道路等を含む。）の面積」で行うものとする。

事業の規模：現行の規則において面積を規模要件としている事業を考慮しつつ、通常は事業用地に利用できないような林地や傾斜地等の地形の土地に太陽電池発電所が設置される事例があり、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、区域によらず一律で10ha以上とする。

2 軽微な修正の要件（規則別表第3関係）

「軽微な修正の要件」は、以下のとおり改正を行うこと。（改正箇所は下線部）

事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない修正の要件
5 発電用電気工作物の設置又は変更	発電所又は発電設備の出力(別表第1の3の項の中欄の(1)から(4)に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。)	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が修正前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

【設定理由】

新規追加要件：事業の諸元「太陽電池発電所等区域の位置」

本要件については、既に規定されている面整備事業の要件を参考に設定した。

修正要件：事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」

太陽光発電事業における対象事業要件の指標は「面積」とすることから、事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」に係る軽微な修正の要件からは除くこととする。

その他：現行規則における事業の諸元「対象事業実施区域の位置」は、法対象事業の要件を参考とし、太陽光発電事業にも適用することとする。（修正等を行わず、現行の規定のままとする。）

3 軽微な変更の要件（規則別表第4関係）

「軽微な変更の要件」は、以下のとおり改正を行うこと。（改正箇所は下線部）

事業の種類	事業の諸元	手続きを経ることを要しない変更の要件
5 発電用電気工作物の設置又は変更	発電所又は発電設備の出力(別表第1の3の項の中欄の(1)から(4)に掲げる事業の要件に該当する対象事業に限る。)	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	太陽電池発電所等区域の位置	新たに区域となる部分の面積が変更前の区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

【設定理由】

「2 軽微な修正の要件」と同様に、新規追加要件を事業の諸元「太陽電池発電所等区域の位置」とし、修正要件を事業の諸元「発電所又は発電設備の出力」とする。

4 技術指針

太陽光発電に係る環境要素「反射光」に対応するため、環境影響評価の項目を選定する際に検討すべき表2の改正を行うこと。(改正箇所は下線部)

○ 表2 環境影響評価の対象とする環境要素

大区分	中区分	小区分	細目	予測・評価する影響の内容
快適な生活環境の 保全に係る環境要素	その他			その他快適な生活環境の保全に係る 影響 <u>(反射光等)</u>

【設定理由】

太陽光発電事業に係る特有の環境影響は以下のとおり。

【特有の環境影響】

- ・ パワーコンディショナからの騒音
- ・ 太陽光パネルからの反射光（近隣の住環境、景観、飛来する生物等の生態系への影響）
- ・ 太陽光パネルの撤去・廃棄

騒音：騒音については、既に技術指針に盛り込まれており、環境影響評価は可能であることから、現行の規定のままとする。

反射光：反射光のうち近隣の住環境については、現行の技術指針に盛り込まれていないため対応が必要だが、技術指針は全事業に共通の項目を規定しており、個別の事業に特有の項目については、必要に応じて対象項目とできるよう「その他」を設けていることから、太陽光発電事業者が反射光の環境影響評価が必要だと認知できるよう、大区分「快適な生活環境の保全に係る環境要素」の「その他」の欄に記載する。

なお、景観への影響については中区分の「景観」で、飛来する生物等の生態系への影響については中区分の「動物」で、それぞれ工作物の存在に伴って発生する影響を予測・評価することとなっているため、これら2項目については現行の規定のままとする。

廃棄物：廃棄物については、既に技術指針に盛り込まれており、事業終了時に発生する廃棄物も環境影響評価の対象に含まれることから、現行の規定のままとする。

その他：環境影響評価は、上記の「特有の環境影響」に挙げた環境要素に限定するものではない。既に規定している環境要素のうち、当該事業の特性や地域の特性を踏まえ、影響を受けることが予想される項目については、環境影響評価の対象とする。